

## 1. 教員の養成の目標及び計画

別府大学短期大学部は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、民主的で文化的な平和国家の建設と人類の福祉に貢献するため、本学の建学の精神「真理はわれらを自由にする」に基づき、人間教育を基本として、人格の陶冶に努めるとともに、真理を探求し、地域社会に貢献できる実践力のある人材養成を目的として、食物栄養科・初等教育科及び専攻科初等教育専攻を設置し教育・研究活動を展開している。この人材養成の目的を達成するため、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシーDP）において教養（人間性の形成に資する幅広い知識、技能）・専門力（専門に関する基本的な知識、技能）・汎用力（社会で活躍できる汎用性のある能力）を具体的に定めている。

教員養成については、前述の目的及びDPのもと、教員として必要な資質能力として、短期大学段階では、幅広い視野をもった豊かな人間性と専門知識・技能を身につけた教育職員を、専攻科段階では、多くの現場体験を取り入れ、子ども理解と教育実践力のある教育職員を養成することとしており、具体的には次の3つの目標を定め、教育の充実と改善に取り組んでいる。

- (1) 豊かな人間性を備えた人材の育成
- (2) 教員としての専門性と実践的指導力をもった人材の育成
- (3) 教員としての資質・能力の向上に向けて自ら学び続ける人材の育成

本学が定めた教職課程の目標を達成するために、各学科の教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシーCP）において教職専門科目等の開設方法や学修成果（到達目標）の達成度の評価方法について定めるとともに、その実施状況確認のための自己点検と改善のためのFD/SD研修を計画的に実施している。